

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度狭山市一般会計補正予算（第 12 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第12号）

補正予算別冊のとおり

令和5年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度狭山市一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,095,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
18 財産収入	
	1 財産運用収入
19 寄附金	
	1 寄附金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,699,467	71,316	10,770,783
3,696,198	71,316	3,767,514
259,174	2,452	261,626
93,518	2,452	95,970
120,000	40,655	160,655
120,000	40,655	160,655
53,981,019	114,423	54,095,442

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,710,271	114,423	7,824,694
6,591,713	114,423	6,706,136
4,912,489	0	4,912,489
855,820	0	855,820
1,332,316	0	1,332,316
53,981,019	114,423	54,095,442

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	17,500
	2 清掃費	浄化センター管理事業	9,845